

## 相模原市社会福祉法人運営等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する検査(以下「指導監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 法人に対する指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施する。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な問題の指摘に陥ることがないよう配慮するとともに、法人運営の適正化及び自主性の向上のために必要に応じ助言、指導を行うものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、法第30条第1項第2号の規定により相模原市長が所轄庁となる法人とする。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

(1) 定期指導監査は、実施計画に基づき、法人の事務所内において実地に行うものとする。

(2) 臨時指導監査は、定期指導監査以外に臨時的な指導監査が必要であると市長が判断した場合に法人の事務所内において実地に行うものとする。

3 特別指導監査は、一般指導監査によって重大な問題が認められた法人又はその運営が著しく適正を欠くものと認められる法人を対象として実施する。

4 特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等についてはその都度市長が定める。

(指導監査基準)

第5条 定期指導監査は、別に定める相模原市指導監査基準 法人運営編(平成20年4月1日施行。以下「指導監査基準」という。)に基づき実施するものとする。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画を策定す

るものとする。

- 2 市長は、実施計画の策定に当たっては、法人が経営する事業の運営に支障のないよう必要な調整を行うとともに、対象法人に係る情報交換を密にするなど事業主管課と十分な連携を図るものとする。
- 3 市長は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ相模原市指導監査等連絡調整会議に諮るものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 市長は、定期指導監査を実施する場合は、実施日のおおむね30日前までに、臨時指導監査を実施する場合は、実施日のおおむね7日前までに、次に掲げる事項を文書により、法人の代表者(以下、「法人代表者」という。)に通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象期間
- (3) 指導監査の日時
- (4) 指導監査の担当職員数
- (5) 準備すべき書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 法人代表者は、指導監査実施日のおおむね14日前までに別に定める指導監査事前提出資料(以下「事前資料」という。)を提出しなければならない。
- 3 指導監査は、法人の代表者、施設長、職員及び関係する者(以下「代表者等」という。)から事前資料に基づいて説明を聞き取るほか、必要に応じて帳簿及び書類を確認することにより行う。
- 4 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて市の事業主管課の協力を得て実施することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、厚生労働省と合同で行うことができる。

(指導監査の講評)

第8条 指導監査に従事する職員は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について代表者等に対し、現地において講評を行うものとする。

(指導監査報告の通知並びに改善指導等)

第9条 市長は、定期指導監査の場合は指導監査基準に定める項目ごとに、臨時指導監査及び特別指導監査の場合には実施の目的に関する項目ごとに評価を行い、法人代表者に指導監査の結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、指導監査結果通知書により、指導監査実施日からおおむね30日以内に行うものとする。
- 3 法人代表者は、指導監査結果通知書で指摘を受けた事項について、当該社会福祉法人の理事会(評議員会を設置している場合は評議員会及び理事会。以下「理事会等」という。)に報告し、要改善事項として指摘を受けた事項については改善是正について理事会等で検討しなければならない。
- 4 法人代表者は、要改善事項の改善状況について、指導監査結果通知書が到達した日からおおむね60日以内に、改善結果報告書により、市長に報告しなければならない。
- 5 改善結果報告書には、改善結果等を検討した理事会等の議事録の写し、改善結果が確認できる書面等市長が必要と認めた書類を添付するものとする。

(改善命令)

第10条 市長は、第4条第3項に定める特別指導監査の結果に対して前条第5項に定める改善報告書の提出がない場合は、当該法人に対して法第56条第2項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令(以下「改善命令」という。)を書面により行うものとする。

- 2 改善命令をしようとする場合の行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に規定する意見陳述のための手続は、弁明の機会を付与とする。
- 3 当該法人代表者は、改善命令の通知が到達した日から60日以内に必要な措置をとり、その内容を文書で市長に報告しなければならない。

(業務停止命令、役員解職勧告)

第11条 市長は、改善命令に当該法人が従わないときは、法第56条第3項の規定により12月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告するものとする。

- 2 市長は、業務の停止を命じようとするときは、行政手続法第13条第1項第1号に定める聴聞の手続を行わなければならない。
- 3 市長は、行政手続法第19条第1項の主宰者として地域福祉課長を指名するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により役員解職を勧告しようとするときは、法第56条第5項に定める所轄庁の指定した職員として地域福祉課長を指定し、弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の弁明は、弁明書の提出をもって行うものとし、弁明書の提出期限は行政手続法第30条に定める通知が到達した日から30日を経過した日とする。

(法人の解散命令)

第12条 市長は、当該法人が改善命令に従わず、他の方法により監督の目的を達することができないと認める場合は、法第56条第4項に基づき、当該法人の解散を命ずるものとする。

2 市長は、法人が正当な事由がなく1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、法第56条第4項に基づき、解散を命ずるものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定により法人の解散を命じようとするときは、行政手続法第13条第1項第1号に定める聴聞の手続を行わなければならない。

4 市長は、行政手続法第19条第1項の主宰者として地域福祉課長を指名するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱(平成15年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。